

2019年1月
No.19-001a(全)

検体検査実施料 算定留意事項改正および新規収載のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さてこの度、2018年11月30日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発1130第3号」および「保医発1130第5号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(2018年3月5日付け保医発0305第1号)が改正され、2018年12月1日から適用されることになりました。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

■「検査実施料」の留意事項改正

● 算定留意事項が追加された項目

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	注
D004-2 悪性腫瘍組織検査					
1	マイクロサテライト不安定性検査	マルチプレックス PCR-フラグメント解析法	2,100	尿便 34	* 1

[注] 下記が追加変更されました。

- * 1: 本検査については、家族性非ポリポーシス大腸癌の診断を目的とする場合、又は局所進行若しくは転移が認められた標準的な治療が困難な固形癌の薬剤治療方針の選択を目的とする場合に、本検査を実施した後に、もう一方の目的で本検査を実施した場合にあっても、別に 1 回に限り算定できる。

■「検査実施料」の新規収載

● 実施料が新設された項目

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	注
D006-2 造血器腫瘍遺伝子検査					
-	FLT3 遺伝子検査	PCR 法及び キャピラリー電気泳動法	4,200	血液 125	* 2
D006-4 遺伝学的検査					
-	BRAF 遺伝子検査(オンコマイン™ Dx Target Test CDx システム)	シークエンサーシステム	5,000	血液 125	* 3

[注]

- * 2: ア 本検査は、区分番号「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定する。
イ 本検査は、再発又は難治性の急性骨髄性白血病(急性前骨髄性白血病を除く)の骨髄液又は末梢血を検体とし、PCR 法及びキャピラリー電気泳動法により、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、FLT3 遺伝子の縦列重複(ITD)変異又はチロシンキナーゼ(TKD)変異の評価を行った場合に限り、患者 1 人につき 1 回に限り算定する。
ウ 本検査、区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査「1」の悪性腫瘍遺伝子検査、「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査又は「D006-6」免疫関連遺伝子再構成のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。
- * 3: 非小細胞肺癌の腫瘍細胞を検体とし、シークエンサーシステムを用いて、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として BRAF 遺伝子検査を実施する場合にあつては、患者 1 人につき 1 回に限り算定する。
この場合、遺伝学的検査「2」処理が複雑なものを準用して算定することとし、注の規定及び(1)～(7)の規定は適用しない。